

# 委託仕様書

## 1 件名

平成 30 年度 横浜市中央職業訓練校介護総合科 訓練業務委託

## 2 目的

- (1) 職業能力開発促進法に基づき、離職中の就職希望者を対象とした職業訓練を実施し、訓練中及び訓練修了後の就職支援によって、より多くの訓練生を就職させることを目的として実施する。
- (2) 本訓練科は、介護職員初任者研修の課程の学科・技能のほか、介護・福祉についての実務的な知識・技能を習得し、介護・福祉関連業界において即戦力として勤務できる人材の育成を目的とする。

## 3 訓練対象者

早期に就職を希望する離職中の求職者。

なお、定員の一部を、ひとり親家庭の親・生活保護受給者の優先枠とする。

## 4 委託内容

- (1) 教科指導及び講師の確保（訓練校への事務担当者 1 名及び就職支援責任者 1 名の配置を含む）

### ア 学科

- (ア) 介護職員初任者研修課程
- (イ) 介護保険法等関係法令
- (ウ) 介護業界講話
- (エ) 基本的なビジネスマナー

### イ 実技

- (ア) 介護職員初任者研修課程
- (イ) 介護技術演習
- (ウ) 介護施設実習
- (エ) パソコン実習（Microsoft Office 系ソフトの習得）

### ウ 就職支援

- (ア) 履歴書・職務経歴書記入指導
- (イ) 面接指導
- (ウ) 就職関連情報の収集・活用法指導

※その他の内容については提案事項とする。

(2) 訓練期間中及び訓練修了後を通じた就職指導と職業紹介

- ア キャリアガイダンス（ジョブ・カードの交付を含む）
- イ 就職相談
- ウ 求人情報の提供
- エ 求人企業の開拓

(3) 訓練期間中の学級管理業務及び訓練生に対する生活指導

(4) 訓練生の選考等

訓練希望者に対する受付、面接業務、訓練内容に関する電話応対、窓口対応等

(5) その他付随業務

- ア 訓練生の出欠席の管理及び指導
- イ 訓練の指導記録の作成
- ウ 受講証明書及び訓練・生活支援給付金等に係る事務処理
- エ 訓練生の欠席届等に係る各証明書等の添付の確認及び提出指導
- オ 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- カ 訓練生の中途退校に係る事務処理
- キ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ク 災害発生時の連絡
- ケ 訓練実施状況の把握及び報告
- コ 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- サ その他、横浜市が必要と定める事項

(6) 費用等

ア 受講料

受講料は無料とする。

イ 諸経費

委託費用には、受託先機関が独自で作成しているテキストの経費を含む。市販のテキスト代等の諸経費は、受講者本人の負担とする。

## 5 人的配置について

(1) 事務担当者

訓練生に関する事務を執り行うため、事務担当者を1名配置させる。配置する時間帯は最低限訓練開始の30分前から30分後までの1時間とする。なお、訓練担当講師が事務担当者を兼任することを妨げない。

(2) 就職支援責任者（登録キャリア・コンサルタント有資格者であること）

専従的に訓練生に関する就職支援業務を執り行うため、就職支援責任者を1名配置させる。訓練実施日数のうち50%以上の日数においては、当該訓練実施施設内にて終日、業務を行うこととする。なお、当該訓練実施施設内に複数の担当訓練科がある場合、一人の就職支援責任者が、複数科の就職支援を担当することを妨げないが、訓練担当講師や事務担当者が就職支援責任者を兼任することは認めない。

## 6 訓練期間・定員・訓練時間

訓練日は、土・日曜日、祝日、夏季の休校日及び年末年始に係る休校日を除いた平日とし、それ以外に、訓練期間中に訓練休を設ける。訓練開始時間、終了時間、休憩時間については、別途定める。

### (1) 期間・時間数・定員

		訓練期間（3か月）	訓練時間数	定員（うち優先枠）
①	5月生	平成30年5月17日から 平成30年8月22日まで	360時間	30人（3人）
②	9月生	平成30年9月3日から 平成30年12月4日まで	360時間	30人（3人）
③	12月生	平成30年12月13日から 平成31年3月26日まで	360時間	30人（3人）

### (2) 訓練時間

1時間は50分授業とし、1日6時間とする。（ただし、介護職員初任者研修課程で必要な授業のみ、60分授業とする。）

### (3) 入校式・修了式

訓練カリキュラムの設定にあたって、入校式・修了式は訓練時間に含めない。

## 7 訓練実施場所

横浜市中区山下町253番地 横浜市中央職業訓練校

## 8 委託期間

平成30年4月1日から平成31年6月30日

※本契約は、債務負担行為により平成30年度・31年度にまたがって業務を実施するものとし、支払いは年度ごとに行う。

## 9 委託費用の支払いについて

別紙「委託費用の支払いについて」により算定する。

## 10 特約条項

委託にあたっては、次の条項を遵守する。

- (1) 就職状況等報告に関する覚書
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 談合等の不正行為に関する特約条項

## 11 留意事項

### (1) 訓練の中止

予定した募集期間内に、応募者数が募集定員の2分の1に満たない場合は、横浜市の判断により、その回の訓練を行わない場合がある。訓練を行わない場合、その回に係る準備講習実施経費（ただし準備講習を実施する訓練科に限る）、訓練実施経費、就職支援実施経費は、一切支払わない。

## (2) 設備・備品

- ア 訓練生が使用する OA 機器等は、原則として、訓練校設置のものを使用する。ただし、横浜市と協議の上、必要に応じて機器及びソフトを持込みで使用することができる。ソフトを訓練校のパソコン等にインストールして使用する場合は、事前に横浜市と協議の上、インストール及び委託訓練終了後のアンインストールについては事業者の責任で実施する。
- イ 事務担当者等が使用するパソコン、プリンター、及び用紙等の消耗品（訓練で使用するものも含む）は、事業者が用意するものとする。ネットワーク環境が必要な場合も、事業者の責任で設置する。

## (3) 関係法令の遵守

関係法令、厚生労働省の定める「委託訓練実施要領」及び本市の条例、規則等を遵守し、法令等の趣旨に沿った業務を実施する。

## (4) その他

- 業務実施にあたっては、常に横浜市と密接な連携を図ること。
- また、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- その他、仕様書に定めのない事項については、横浜市と協議すること。

## 委託費用の支払いについて

### 1 委託費用の計算方法

横浜市は、受託事業者に対して、受託業務に必要な経費として、仕様書等に定めるとおり、支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

### 2 委託費内訳

#### (1) 準備講習実施経費（ただし準備講習を実施する訓練科に限る）

月額単価に入校者数を乗じた額を支払うものとする。

#### (2) 訓練実施経費

月額単価に入校者数と訓練月数を乗じた額を支払うものとする。

#### (3) 就職支援実施経費

月額単価に対象となる訓練生数と訓練月数を乗じた額を支払うものとする。

ア 就職支援実施経費の月額単価については、訓練終了後3か月以内（訓練終了日の翌日から起算して90日以内）の就職率により変動する。

（ア）就職率 80%以上 月額単価の100%支払

（イ）就職率 60%～80%未満 月額単価の50%支払

（ウ）就職率 60%未満 月額単価の0%支払（支給なし）

イ 就職支援実施経費の対象となる就職者は、訓練修了後3か月以内（訓練終了日の翌日から起算して90日以内）に就職又は内定した者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上あること、かつ雇用期間の定めなし又は4か月以上の雇用期間により雇い入れられた者、及び自営を開始した者とする。

ウ 就職支援実施経費の支払いについて、中途退校者については下記3のとおりとする。

### 3 訓練生が中途退校した場合の就職支援実施経費

#### (1) 退校月の支払単価

訓練生が中途退校した場合は、委託費のうち就職支援実施経費の支払単価は1か月毎に算定し、退校日を含む月については次の算定により支払うものとする。

\*この場合の1か月とは、訓練の開始日又はそれに応当する日（翌月以降の日付が同一の日、以下「応当日」という。）を起算日とし、翌月の応当日の前日までとする。

ア 訓練が行われた日（以下「訓練日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練時間」という。）が96時間以上である時は月額単価を支払単価とする。

イ 訓練日数が16日以上又は訓練時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（訓練休及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払単価（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

## (2) 中途退校者の出席率と支払対象月

訓練の開始日又は応当日を起算日とし、翌月の応当日の前日まで（中途退校者が発生した月については退校日まで）の区切られた期間を単位月とし、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を退校者が受講していた場合、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から退校までの期間に訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象とし、委託費を支払うものとする。

## 4 委託経費の支払

委託に係る経費は、受託業務終了後に受託事業者の請求により支払うものとする。

## 5 その他

その他、細目については厚生労働省の定める「委託訓練実施要領」別添「委託訓練実施に当たっての委託費の算出方法について」に基づき支払うものとする。契約期間中に同要領の改定があった場合、以降の支払は改定後の要領に従う。

## 就職状況等報告に関する覚書

横浜市（以下「委託者」という。）は、委託者の行う職業訓練を委託するに当たり、受託者と次のとおり、覚書を作成するものとする。

### （就職状況調査の実施）

第1条 受託者は、訓練修了生について就職状況等調査を実施することとする。

### （調査時期及び対象者）

第2条 受託者は、訓練終了後、委託者が定める様式及び方法により、次の各号に定める時期においてそれぞれの対象者に対し、就職状況等調査を行うこととする。

#### （1）訓練終了後調査（0日後調査）

訓練終了時点において、修了生全員（就職による中途退校者も含む）を対象に「就職状況報告」（様式1）を実施することとする。

#### （2）1か月後調査（30日後調査）

訓練終了日の翌日から起算して30日後において、修了生全員を対象に「就職状況報告」（様式1）を実施することとする。

#### （3）2か月後調査（60日後調査）

訓練終了日の翌日から起算して60日後において、（1）の調査で様式1が未提出であった者を対象に実施することとする。

#### （4）3か月後調査（90日後調査）

訓練終了日の翌日から起算して90日後において、（2）の調査で様式1が未提出であった者（未就職の者を含む）を対象に実施することとする。

### （調査方法及び報告時期等）

第3条 受託者は、次の各号に定めるところにより、訓練終了時等において修了生への周知を図ることとする。

（1）様式1を修了生に配付し就職が決まり次第、受託者へ郵送又は持参するよう説明すること。

（2）訓練終了後、様式1を返信した修了生以外の者に対しては、受託者が必要に応じ電話等を行う旨説明すること。

2 受託者は、様式1に基づき、「訓練生就職状況調」（様式1－2）、及び「入校生帰すう状況（中退・就職者）報告総括表」（様式2）を作成すること。

3 受託者は、次の各号に定めるところにより、委託者に報告すること。

#### （1）訓練終了後調査（0日後調査）

前項の規定により訓練終了時点までに様式1の提出のあった修了生について、集約し、1週間後までに様式1（原本）、様式1－2、及び様式2を委託者へ提出、報告すること。

#### （2）1か月後調査（30日後調査）

前号の就職状況調査の集計以後、訓練修了日の翌日から起算して30日後までに様式1の提出のあった修了生について集約し、1週間後までに様式1（原本）、様式1－2、及び様式2を委託者へ提出、報告すること。

(3) 2か月後調査（60日後調査）

前号の就職状況調査の集計以後、訓練終了日の翌日から起算して60日後までに様式1の提出のあった修了生について集約し、1週間後までに様式1（原本）、様式1-2、及び様式2を委託者へ提出、報告すること。

(4) 3か月後調査（90日後調査）

前号の就職状況調査の集計以後、訓練終了日の翌日から起算して90日後までに様式1の提出のあった修了生について集約し、1週間後までに様式1（原本）、様式1-2、及び様式2を委託者へ提出、報告すること。

(5) なお、失念している可能性もあるので、各月後調査時点で様式1の未提出者に対しては、必要に応じ電話等により修了生と連絡を取り、修了生全員の就職状況を集約すること。

(6) 未就職者については、担当者の聞き取りによる報告書の記入も可とする。ただし、その場合、訓練生からの聞き取り内容を様式1に記入し、様式1の左下に訓練生と連絡が取れた年月日、聞き取り調査を実施した担当者名を記入すること。

(7) 追跡困難者については、様式2の就職状況等欄に追跡困難者とし、その理由を記入すること。

記入例　追跡困難（転居先不明、海外転居、本人死亡など）

4 「訓練生就職状況調」（様式1-2）

入校した訓練生全員（中退者、未修了者を含む。）の氏名を記載しておき、訓練生から「就職状況報告」（様式1）の提出があった場合、就職の有無、就職先の状況等を記載し、報告すること。

5 「入校生帰すう状況（中退・就職等）報告総括表」（様式2）

入校した訓練生全員（中退者、未修了者を含む。）の氏名、雇用保険適用の有無、住所、電話番号を記載しておき、様式1及び様式1-2に基づき調査時期（訓練終了後調査、1か月後調査、2か月後調査、3か月後調査の別）、雇用形態、就職状況等を記載するとともに、備考欄に中退年月日、中退者の訓練日数等を記載し、報告すること。

6 訓練途中の中退者については、様式2の就職状況等欄に中退者（就職者）と中退者（その他）を区分して記載し、備考欄に中退年月日及び（ ）内に中退日までの訓練日数（ただし、訓練期間中の土・日曜日、祝日、夏季の休校日及び年末年始に係る休校日を除いた日数）を記載すること。中退者（就職者）については、様式1を提出させ、様式1-2にその内容を記載すること。

7 就職支援実施経費の対象となる就職者は、訓練修了後3か月以内（この場合の「訓練修了後3か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して90日以内」とする。以下同じ。）に就職（中退就職を含む。）又は内定した者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であること、かつ雇用期間の定めなし又は4か月以上の雇用期間により雇い入れられた者、及び自営を開始した者（「対象就職者」という。）とする。

なお、就職した者のうち、一般労働者派遣事業（登録型派遣事業）により派遣される場合は、就職者は訓練修了後3か月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る者とする。

また、受託者又は受託者の関連事業主に雇用された場合、又は内定した場合は、雇用保険の加入者又は加入予定者に限ることとし、受託者は報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に公共職業安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。

#### （報告内容の公表）

第4条 委託者は、受託者から情報を受けた就職状況の調査結果を、公表することができるものとする。

#### （再委託の禁止）

第5条 受託者は、就職状況調査の実施に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

#### （経費）

第6条 受託者は、就職状況調査に必要な経費について、全額を負担することとする。

#### （個人情報の厳格な管理）

第7条 受託者は、調査で知り得た情報の取扱いにあたっては、訓練生（修了生）の個人情報であるため、厳格な管理を徹底し、特に次の各号に定める事項について留意すること。

- (1) 様式1、様式1－2、及び様式2の複製を禁じること。
- (2) 個人情報（氏名、住所、電話番号等）を商業目的等、他のいかなる目的においても二次利用することを禁じること。
- (3) 就職状況調査で知り得た訓練生（修了生）の個人情報について、他人に知らせることを禁じること。

#### （損害賠償）

第8条 受託者は、この覚書に違反し、又は故意若しくは重大な過失によって委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

#### （その他）

第9条 本覚書に定めのないことについては、委託者、受託者協議して決定するものとする。

## 就職状況報告

(訓練実施機関代表者) 殿

氏名	(ふりがな)	住所	
	TEL		
受講コース名		実施期間	年月日～年月日
実施施設名			

平成 年 月 日現在の就職状況は以下のとおりです。

\* 以下の該当する項目を○印で囲み、必要な箇所に記入をお願いします。

1	次の事業所に就職しました。		訓練関連職種	①該当	②非該当
			企業実習先	①該当	②非該当
<p>(1) 雇用形態は以下のうちどれに該当するか。</p> <p>① 正社員 ② 契約社員 ③ 臨時・季節 ④ パート・アルバイト          ⑤ 日雇 ⑥ 派遣</p> <p>(2) 雇用期間は以下のうちどれに該当するか。</p> <p>① 雇用期間の定め無し ② 4ヶ月(120日)以上          ③ 1ヶ月以上4ヶ月(120日)未満 ④ 1ヶ月未満</p> <p>(3) 1週間の所定労働時間 ①20時間以上 ②20時間未満</p>					
<u>事業所・派遣先事業所名</u> <u>所在地</u> <u>TEL</u> <u>就職日・派遣先就業日</u> <u>従事する職種・部署</u> <u>※ 内定の場合：内定日</u> <u>及び就職日</u> <u>派遣労働の場合派遣元企業名</u>			<u>採用担当者氏名</u> <hr/>		
就職 経路	①ハローワーク ②実習先事業所への就職 ③求人広告 ④民間職業紹介会社の紹介 ⑤友人・知人の紹介 ⑥その他（ ） 				
2	自営を開始した		科目関連職種		
	<u>事業所名</u> <u>所在地</u> <u>TEL</u> <u>自営開始日</u> <u>事業内容</u>		<u>役職</u> <hr/>		
3	就職していない				

以上の報告内容は事実に相違ありません。また、留意事項（裏面）に同意の上、報告します。

提出日 年 月 日 氏名（自署）

就職先確認日 年 月 日	<u>事業所名・派遣元事業所名</u> <u>所在地住所</u> <u>代表者名（又は採用責任者）</u> <u>印</u>
(就職先ご担当者の方へ) ※この書類は公共職業訓練を受講して就職された方の就職確認の書類です。訓練実施機関を経由して都道府県に提出されますので記載内容の確認にご協力をお願いします。	

## 言葉の定義

### 1 正社員

パート・アルバイトを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規雇用労働者。（例えば、会社の就業規則に定める正社員規定により雇用された者又は就業規則が無い事業所の場合は従業員のうちフルタイム勤務と同じ雇用条件で雇用された者など。）

### 2 契約社員

雇用期間が定められている者（臨時・季節、パート・アルバイトを除く。）。

### 3 臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4ヶ月未満、4ヶ月以上の別を問わない。）を定めて就労（労働）する者。

### 4 パート・アルバイト

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者。

### 5 日雇

安定所で取り扱われる日々雇用の仕事及び1ヶ月未満の雇用期間が定められている者。

### 6 派遣

労働者派遣事業による派遣先である事業所で就労する仕事をする者。

### 7 自営

自営を開始した者。

## 《記載方法等について》

- ① 1及び2の「訓練関連職種」欄と1「企業実習先」欄は、該当する番号に○印をしてください。
- ② 1（2）雇用期間については、雇用契約書などで明記されている期間に該当する番号に○印をしてください。
- ③ 1（3）1週間の所定労働時間については、就業規則又は雇用契約書などで決められた就業時間によって算出し、該当する番号に○印をしてください。その際、就業時間が、1月あたりで決められている場合など1週間当たりの就業時間が単純に算出できない場合は、年間の就業時間を算出した上で、52週で割った時間により判断してください。
- ④ 雇用形態が正社員でない場合は、この報告書と一緒に雇用契約書や法人設立届出書又は個人事業開廃届の写しなどを添付してください。
- ⑤ 就職先の確認を行うため、就職先事業所において確認欄に記載をもらってください。
- ⑥ 就職先事業所の確認欄に記載がもらえない場合は、この報告書と併せて雇用契約書などの写しを添付してください。

## 《留意事項》

### ①就職先への確認について

本報告書の就職先確認欄について、未記入の場合及び雇用形態などの記載内容に不明な点がある場合は、訓練実施機関又は都道府県から就職先に問い合わせる場合があります。

### ②個人情報の取扱い

本報告書は、訓練生の訓練修了後3ヶ月以内の就職状況を把握すること、未就職の方の就職支援を行うこと及び職業訓練に関する業務統計の作成に活用することを目的としており、本報告書の記載内容について、訓練実施機関、都道府県、都道府県労働局及びハローワークの間において利用することができます。

(様式1-2)

平成年月日現在

## 訓練生就職状況調 (○○科)

受託事業所名	
訓練開始日～終了日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式2)

平成 年 月 日現在

## 入校生帰すう状況（中退・就職等）報告総括書（科）

訓練期間	年	月	日	～	年	月	日
訓練機関名							

番号	氏名	母子・生保の別	雇用保険適用の有無	住所	電話番号	調査時期	雇用期間	雇用形態	就職状況等	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

入校者数	中退者	(就職者数)	(その他)

訓練修了者数	就職状況						未就職	未回答・追跡困難	* 就職率
	a 常用雇用	b パートタイム・アルバイト雇用	c 派遣社員	d 内定	e 自営(起業)	f 自営(家族従業員)			

修了者のうち対象就職者数合計 人

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

## (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

## (従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

## (作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものも含む。)について、作業場所の外へ持出する場合は、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

(様式 1 )

## 個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

( A 4 )

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式 1) (全 枚) のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

### (談合等の不正行為に係る解除)

第1条 委託者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受託者又は受託者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 受託者は、本契約に関して、受託者又は受託者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを委託者に提出しなければならない。

### (談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受託者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、委託者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、委託者の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18

項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受託者又は受託者の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 3 条 受託者が前条に規定する違約金を委託者の指定する期日までに支払わないときは、受託者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 % の割合で計算した額の遅延利息を委託者の指示に基づき支払わなければならない。